平成２４年（再ロ）第１００４３号
東京都葛飾区奥戸２―19―17
再生債務者　岸井　智江
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月７日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月21日から平成24年９月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１４号
兵庫県三木市志染町青山６丁目14番地の１
再生債務者　吉川　泰聡
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月８日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月15日から平成24年８月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再ロ）第３８号
大阪市生野区巽南３丁目１番９号
再生債務者　康本展和こと　康　　展和
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月９日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月13日から平成24年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第４号
石川県河北郡津幡町字太田に62番地　ソレアード102号
再生債務者　川合ひとみ
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月10日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月17日から平成24年８月31日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（再ロ）第２号
静岡県浜松市東区半田山６丁目２番14号
再生債務者　木藤　博志
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月10日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月20日から平成24年８月27日まで
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２４年（再ロ）第１号
福岡県飯塚市鯰田1594番地７　県住２棟502号
再生債務者　松本　洋士
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月10日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月24日から平成24年９月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

平成２４年（再ロ）第２号
京都市東山区鞘町通五条下る２丁目大阪町373番地コーポ鴨川202号
再生債務者　川勝　芳美
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月13日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月16日から平成24年８月23日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１００２３号
東京都足立区伊興４―11―18―104
再生債務者　佐藤　秀幸
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年７月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年７月26日まで
平成24年７月12日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１号
青森県弘前市大字千年１丁目２番地17
再生債務者　高屋　裕樹
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年７月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年８月３日まで
平成24年７月13日　青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（再ロ）第３号
佐賀県鹿島市古枝甲340番地５
再生債務者　江﨑　政文
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年８月６日まで
平成24年７月９日　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（再ロ）第１１号
大阪市住吉区我孫子東１丁目５番３―301号
再生債務者　廣岡　成浩
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年７月11日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年８月９日まで
平成24年７月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第２号
札幌市豊平区豊平４条10丁目３番１―302号
再生債務者　齊藤　寛治
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年６月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年８月10日まで
平成24年７月13日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再ロ）第１号
北海道登別市栄町４丁目15番地17
再生債務者　齊藤　皇史
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年７月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年８月10日まで
平成24年７月13日
札幌地方裁判所室蘭支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１００４号
長崎県佐世保市江迎町中尾146番地６
再生債務者　住徳　忠之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月11日
長崎地方裁判所佐世保支部

平成２４年（再ロ）第１号
兵庫県川西市南野坂１丁目３番地の26
再生債務者　的場　義則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月11日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（再ロ）第８８号
大阪市都島区友渕町１丁目５番８―1308号
再生債務者　田中真由美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第１号
北海道標津郡中標津町東７条南９丁目２番地６
再生債務者　岩佐　直博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月11日
釧路地方裁判所根室支部再生係

平成２４年（再ロ）第１号
香川県丸亀市川西町北1602番地10
再生債務者　廣瀬　建吾
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月13日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（再ロ）第２号
北海道旭川市秋月２条１丁目８番14号
再生債務者　水谷　和美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月12日　　旭川地方裁判所民事部